

第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託仕様書

1. 業務名

第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託

2. 目的

市では、「第3期白河市地域福祉計画 白河市再犯防止推進計画」（令和5年3月策定。以下、「第3期計画」という。）が令和9年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進を図るため、第3期計画を改定し、新たな「第4期白河市地域福祉計画」（計画期間：令和10年度～14年度（5年間））を策定する（白河市再犯防止推進計画も含む計画とする）。

「地域福祉計画」は、高齢者・障がい者・児童といった分野ごとの「縦割り」ではなく、地域の実情に応じた形で、関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための計画である。策定にあたっては、市民の参画を図りながら全庁的な取り組みを踏まえ、国が定める指針その他の資料を参考に効率的かつ効果的に計画の策定を行うことを目的とする。

この仕様書は、令和8年度の地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）を委託する内容であり、令和9年度の策定支援業務委託の内容を含んでいない。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務委託の概要

(1) 基礎データ調査・分析

地域福祉に関する国及び県の政策動向のほか、提供された本市における地域福祉に関する施策、統計データ等の調査・分析を行い整理し、報告書として取りまとめること。

※市では別途アンケート調査（対象者の抽出、調査書作成、印刷、封入・発送・開封、WEB調査システムの構築、集計・分析作業、結果報告書作成）を直営で実施する。

※【アンケート調査結果報告書提供のスケジュール想定】11月中旬

(2) 現行計画の評価・検証

第3期計画に記載のある施策・事業について、進捗状況や問題点を把握し、評価・検証及び課題の抽出を行い整理し、報告書として取りまとめること。

※市では、「第3期白河市地域福祉計画関連施策確認シート」を作成し、令和5年度～令和7年度の実施状況、取組評価、課題と今後の対応について自己評価を実施する。

※【施策確認シート提供のスケジュール想定】7月下旬

(3) 地域福祉懇談会（仮称）の実施

市民の声を計画に反映するため、地域福祉懇談会を開催することとし、企画設計や資料作成、運営支援等（意見を集約し計画の骨子へ繋げるプロセスの構築）を行うこと。地域

福祉懇談会は2回を想定している（同じ内容を2回実施するため本業務の支援は1回。）。

※議事録作成は市が対応するため、本業務には要約議事録は含まない。

※【地域福祉懇談会のスケジュール想定】

①11月下旬の平日夜間、②12月上旬の日曜日昼間

(4) 庁内検討委員会及び計画策定委員会の実施支援

庁内検討委員会（1回程度）及び計画策定委員会（1回程度）の実施に向けた資料の作成等を行うこと。なお、受託者はオブザーバーとして1度だけ出席する。

※議事録作成は市が対応するため、本業務には要約議事録は含まない。

※【計画策定委員会のスケジュール想定】

①庁内検討委員会1月中旬~下旬、②計画策定委員会 1月下旬~2月中上旬

5. 成果品

- (1) 地域福祉計画策定支援業務委託（基礎調査）調査報告書（電子データ）
- (2) 地域福祉懇談会開催支援資料（電子データ）
- (3) 委員会開催支援資料（電子データ）
- (4) その他地域福祉計画策定支援業務委託に係る情報提供（電子データ）

6. 検査

受託者は、本業務の完了に際して成果品を提出し、検査を受けなければならない。

7. 成果品の帰属

成果品はすべて委託者である白河市に帰属する。

8. 成果品の訂正

受託者は本業務完了後も、本仕様書に示す作業の範囲で不備が発見された場合には、速やかに成果品の訂正を行う。また、それに要する経費は、受託者負担とする。

9. 資料の貸与

本業務の実施に必要な報告書及び資料等は、委託者が貸与するものとする。

10. その他

(1) 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守するほか、「白河市情報セキュリティポリシー」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 協議

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて委託者及び受託者で協議の上、速やかに決定し、本業務を円滑に遂行することとする。